

平成 3 0 年度

内閣府交通安全業務計画

目 次

はじめに

| | |
|-----------------------------------|---|
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 計画の実施の方針 | 1 |
| 第1章 平成30年度において講ずべき施策 | 1 |
| 1 交通安全思想の普及徹底 | 1 |
| (1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 | 1 |
| ア 春・秋の全国交通安全運動の実施 | |
| イ 「交通事故死ゼロを目指す日」の実施 | |
| ウ 交通安全フォーラムの開催 | |
| エ 飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発の実施 | |
| オ 全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底 | |
| カ 反射材への理解促進及び反射材用品等の普及促進 | |
| キ 自転車の安全利用の推進 | |
| ク 高齢運転者の交通事故防止 | |
| (2) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進及び人材の育成 | 3 |
| ア 民間団体等の活動の促進 | |
| イ 交通指導員等の交通ボランティア支援事業 | |
| ウ 地域提案型交通安全支援事業 | |
| エ 地域における高齢運転者の交通事故防止に関する普及啓発の促進 | |
| オ 交通安全功労者表彰の実施 | |
| (3) 地方公共団体との連絡調整 | 4 |
| 2 研究開発及び調査研究の充実等 | 4 |
| (1) 交通安全対策の総合的な評価・効果予測手法に関する調査 | |
| (2) 海外における交通安全対策に関する調査 | |
| (3) 高齢者交通事故防止対策に関する調査 | |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 3 沖縄県における交通安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| (1) 道路交通の安全 | |
| ア 交通安全施設等の整備 | |
| イ 子供の遊び場等の確保 | |
| (2) 海上交通の安全 | |
| (3) 航空交通の安全 | |
| | |
| 第2章 平成30年度都道府県交通安全実施計画の作成基準・・・・・・・・ | 5 |

平成30年度内閣府交通安全業務計画

はじめに

1 計画の目的

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、平成30年度において、内閣府が交通の安全に関し講ずべき施策並びに指定地方行政機関及び都道府県が陸上交通の安全に関し講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項を定めることを目的とする。

2 計画の実施の方針

この計画の実施に当たっては、交通安全対策基本法及び第10次交通安全基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定）に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本として、平成32年までに交通事故死者数を2,500人以下とすることを目指し、世界一安全な道路交通の実現を図るため、各種の交通安全対策を関係省庁、地方公共団体及び関係民間団体と緊密に連携しつつ、強力に推進するものとする。

第1章 平成30年度において講ずべき施策

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 春・秋の全国交通安全運動の実施

国民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、中央交通安全対策会議交通対策本部が決定する推進要綱に基づき、春・秋の全国交通安全運動を効果的に実施する。

全国交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について、広く国民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、事故実態、住民のニーズや交通事故被害者等の視点を踏まえた実施に努める。

また、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの活動の活性化を図り、住民が主体的に参加する交通安全総点検や「ヒヤリ地図」作成等の自主的な交通安全活動を促進する。

さらに、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。

イ 「交通事故死ゼロを目指す日」の実施

交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、近年の交通事故死者数

の減少傾向を確実なものとするを目的として設けられた「交通事故死ゼロを目指す日」を中央交通安全対策会議交通対策本部決定（平成20年1月11日）及び平成30年春の全国交通安全運動推進要綱により4月10日と定め、春の全国交通安全運動と連動して効果的に実施するために広報・啓発活動を推進する。

また、秋の全国交通安全運動期間中においても、同様に「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

ウ 交通安全フォーラムの開催

地域の交通事情に応じたテーマをもとにした学識経験者と参加者による討議等により、地域にとって効果的な交通安全施策の提言を受けるとともに、交通安全活動に新しい知見を与え、交通安全意識の高揚を図ることを目的に、交通安全フォーラムを開催する。

エ 飲酒運転の根絶に向けた広報・啓発の実施

「飲酒運転の根絶について」（平成18年9月15日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）及び「飲酒運転の根絶に向けた取組の強化について」（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体による政府広報を活用するなど、飲酒運転の根絶に向けた国民の意識改革を図るための広報・啓発を実施する。

オ 全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中の死者数に占めるシートベルト非着用者の割合が高いこと等を踏まえ、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解の促進に努め、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底を図る。

このため、地方公共団体、民間団体等と緊密な連携と協力の下にあらゆる機会を捉え、各種媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開する。

また、警察庁と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査によると、チャイルドシートの使用率は依然として低い状況であり、取り付け不備の割合も改善されていないが、6歳未満の幼児では、交通事故の際、チャイルドシート不使用により死亡事故等の重大事故につながる危険性が高くなる傾向にあることや、チャイルドシートの不十分な取付け等によりチャイルドシート本来の機能が発揮できないおそれがあることから、引き続き、「チャイルドシート着用の徹底を図るための対策について」（平成11年10月21日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき、地方公共団体、民間団体等と連携を図りながら、チャイルドシートの正しい着用の徹底についての広報・啓発活動や講習会の開催等を積極的に推進する。

カ 反射材への理解促進及び反射材用品等の普及促進

夜間及び薄暮時における歩行者・自転車等の交通事故防止対策として、交通指導員等交通ボランティア支援事業等において、反射材及び反射材を利用した製品等の有効性を強く呼び掛ける等反射材の普及を図る。

キ 自転車の安全利用の推進

「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき、自転車に関する交通秩序の整序化を図り自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。

ク 高齢運転者の交通事故防止

高齢運転者による交通事故防止対策について、平成29年7月7日に中央交通安全対策会議交通対策本部において決定された「高齢運転者による交通事故防止対策について」を踏まえ、関係省庁と緊密な連携の下、春・秋の全国交通安全運動等、普及・啓発活動等を推進する。

また、必要な対策について、同本部の下に設置された関係省庁の局長級による「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」において、引き続き検討を行う。

(2) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進及び人材の育成

ア 民間団体等の活動の促進

民間の自主的な活動による国民の交通安全意識の一層の高揚を図るため、交通安全を目的とする民間団体の結成の促進及びその育成に努めるとともに、これらの団体に対して、交通ボランティアの参加促進や地域に密着した主体的な交通安全活動が行われるよう、積極的な働き掛けと資料の提供に努める。

また、地域団体、自動車製造・販売団体、ユーザー団体等の交通安全に係る民間団体等において、交通安全教育や広報活動など、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。

これら民間団体等の活動については、各地域の住民の自主的な提案、発案が生かされるような運動とすることを目指し、関係行政機関、民間団体等が緊密な連携を保ち、施策が効果的に推進されるよう努める。

イ 交通指導員等の交通ボランティア支援事業

地域社会において様々な交通安全活動を行っている交通指導員（高齢者交通安全指導員（以下「シルバーリーダー」という。）を含む。）や交通ボランティア等の現場活動を強化することを目的として、知識・技能レベル、指導力の向上及び士気の高揚を図るため交通指導員等交通ボランティア支援事業を実施する。

ウ 地域提案型交通安全支援事業

少子高齢社会・核家族化の進展や高齢単身者世帯の増加に伴い、家庭を通じた交通安全の啓発が十分に行き渡らない状況や交通事故の発生状況の差異

を踏まえ、地方公共団体の提案に基づき、当該地域の実情に応じた各種の交通安全教育・啓発事業を実施する。

具体的には、地域において交通安全活動等に参加する者等を対象に知識・技能等の向上を図るため、実際に自転車・自動車を使用することによる実践的な教育・講習の実施、反射材用品効果の体験等の実施、意見交換会の開催等を行う。

エ 地域における高齢運転者の交通事故防止に関する普及啓発の促進

地域における高齢運転者の交通事故防止を図るため、シルバーリーダー及び地域活動に影響力のある高齢者を対象とした高齢運転者交通安全推進事業を実施する。

オ 交通安全功労者表彰の実施

交通安全の確保及び交通安全思想の普及に貢献し、顕著な功績のあった者を顕彰するため、「交通安全功労者表彰について」（平成12年12月26日中央交通安全対策会議決定）に基づき、表彰を行う。

(3) 地方公共団体との連絡調整

交通安全に関する取組を効果的に推進するため、都道府県・政令指定都市の交通安全対策主管課（室）長等を対象とした会議を開催するほか、各地域で開催される交通安全対策主管課（室）長会議等への参加を通じて国と地方公共団体との連絡調整を図る。

2 研究開発及び調査研究の充実等

(1) 交通安全対策の総合的な評価・効果予測手法に関する調査

次期交通安全基本計画を検討するために必要な現行の交通安全基本計画の評価をより適切に行うため、交通に関する様々な評価を分析し、新たな指標のあり方や評価に有効なデータの収集方策等について検討を行う。

(2) 海外における交通安全対策に関する調査

欧州各国の交通安全対策を調査し、我が国の交通安全施策への適用可能性を検討することにより、世界一安全な道路交通の実現に向けた施策を推進する。

(3) 高齢者交通事故防止対策に関する調査

平成29年6月に「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」において、80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数を平成32年までに200人以下とする目標が掲げられたことを受け、同目標の達成に向けての課題等を把握するための方法について検討を行う。

3 沖縄県における交通安全対策の推進

(1) 道路交通の安全

ア 交通安全施設等の整備

歩行者及び自転車利用者の安全確保を最重点として、歩道、自転車道、道路標識、防護柵等の整備を図る。

そのほか、歩道の設置を伴う既存道路の拡幅、線形改良等の交通安全に寄与する道路改築事業を行う。

イ 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場不足を解消し、道路遊戯等による交通事故の防止等に資するため、街区公園その他の住区基幹公園、運動公園その他の都市基幹公園等の整備を図る。

(2) 海上交通の安全

海上交通の安全を確保するため、防波堤、航路、泊地等の整備を図る。

(3) 航空交通の安全

航空交通の安全を確保するため、滑走路等の空港基本施設、航空保安施設、航空気象施設等の整備を図る。

これらの事業は、内閣府が所管する一般会計から国土交通省等が所管する一般会計等（道路整備事業、都市公園事業、港湾整備事業及び空港整備事業等）に移し替え、または繰り入れて実施される。

第2章 平成30年度都道府県交通安全実施計画の作成基準

平成30年度都道府県交通安全実施計画の作成については、地域の交通情勢や社会情勢等の特徴を十分考慮し、次の事項について記述するものとする。

- 1 交通安全行政機関の連絡調整の強化
- 2 交通安全運動及び交通安全教育の推進
- 3 交通安全関係の民間団体の育成指導
- 4 中央交通安全対策会議交通対策本部決定事項の実施の促進
- 5 市町村における交通安全計画作成のための助言
- 6 市町村における交通安全推進体制の整備・拡充のための助言
- 7 その他都道府県交通安全実施計画において定めることが適当と認められる事項